

## 赤ちゃんが生まれた方へ

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に出生届が必要です。

市民課戸籍・住基担当窓口での手続きのほか、他の窓口で取り扱う主な制度についての手続きをご案内します。

該当する方は、それぞれ手続きをお願いします。

[R6.4.1]

	制度など	チェック欄	担当窓口	対象者	手続き	必要なもの
	出生届		市民課 戸籍・住基担当	出生された方	出生の日から14日以内に出生届をしてください。	出生証明書 母子健康手帳
	個人番号通知書		0942(53)4112		約1ヶ月後に国より個人番号通知書が簡易書留郵便にて郵送されます。	
①	国民健康保険		市民課 国民健康保険担当 0942(65)7015	国民健康保険に加入が必要な方(社会保険等に加入されていない方)	被保険者証をお渡します。	国民健康保険被保険者証
	出産育児一時金			出産日に国民健康保険に加入中で出産された方	直接支払制度を利用されない時、又は出産費用が一時金の額を下回った場合は、支給申請書を提出して下さい。 世帯主の方に出産育児一時金を支給します。	国民健康保険被保険者証 一時金の振込先口座(世帯主)領収書、直接支払制度に関する医療機関との契約書
	産前産後期間の保険料軽減			国民健康保険加入者で出産された方	産前産後期間に係る保険料軽減届出書を提出してください。	国民健康保険被保険者証 母子健康手帳など、出産者と出産日などが分かる書類
②	子ども医療		市民課 公費医療担当 0942(65)7016	出生された方	誕生日を含めた30日以内に申請してください	子どもの被保険者証、または健康保険証明書(様式別添) 父母の個人番号が分かるもの 父母の本人確認書類(運転免許証など)
	予防接種				予防接種予診票つづりを交付します。	
⑧	国民年金		福祉課 市民相談・年金担当 0942(65)7021	障害基礎年金を受給されている方	障害給付加算開始事由該当届を提出してください。	障害年金証書 子どもの戸籍抄本 子どもの個人番号がわかるもの
⑩	児童手当		児童・保育課 0942(65)7017	中学校修了前のお子さんを養育されている方 *公務員の方は勤務先で手続きしてください。	認定請求書又は額改定認定請求書を提出してください。 (出生の翌日から15日以内に手続きが必要です。)	一人目の場合は受給資格者の健康保険証・預金通帳 個人番号がわかるもの・本人確認書類
	保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設・学童保育所など			入所中のきょうだい児がいる方	退職したり、育児休業を取得する場合、入所中の児童について変更の手続きをしてください。他の書類提出が必要な場合もあります。	担当にお尋ねください。
	多子出産祝い金		企画調整課 地方創生担当 0942(53)4245	第三子以上の子供を養育している人(他要件は添付資料をご確認ください。)	対象児が生まれて1年経過後の日から1年以内に申請書を提出してください。	祝い金の振込先口座(申請者)、印鑑(認印)など
⑭	市営住宅		都市対策課 市営住宅担当 0942(65)7029	入居している人が子を出産し、同居される方	市営住宅異動届を提出してください。	出生の事実とその発生日が分かる書類の提示(出生証明書等) 個人番号がわかるもの
⑳	ブックスタート		図書館 図書館担当 0942(51)7200	4か月児	保健センターでブックスタートの説明を受けてください。	
㉒	出生連絡票 低体重児出生届		こども家庭サポートセンター 子育て世代包括支援担当 0942(48)1968	出生された方	出生届出時に出生連絡票を持参されている方は提出してください(必須ではありません)。 赤ちゃんの体重が2,500g未満の場合は市に低体重児出生届を行ってください(郵送可)。	出生連絡票 低体重児出生届の用紙 (母子健康手帳交付時にお渡ししています。)



子ども医療証は、赤ちゃんの健康保険証が出来上がる前でも「健康保険証明書」を提出すれば、手続きすることができます。詳しくは添付チラシをご覧ください。

～その他のお問い合わせ～  
筑後市役所 TEL 0942-53-4111(直通)  
〒833-8601 筑後市大字山ノ井898番地